

いばらき

第336号

# 雇用ニュース

4  
[2010]



「賑わいの時を待つ（水戸市）」 いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 海東 えつ子さん

## 人材はハローワーク “就活支援キャンペーン実施中”

### おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢 .....	2
平成22年度茨城労働局行政運営方針 .....	3~4
雇用保険制度が変わりました .....	5
雇用保険料率が改定されました .....	6
実習型雇用支援事業のご案内 .....	7
茨城県雇用関係主要指標 .....	8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

# 有効求人倍率0.42・雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある

有効求人数（原数値）は33か月連続の減少

## 1 概況

2月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は10,020人で前年同月に比較して7.3%の減少と31か月連続の減少となりました。

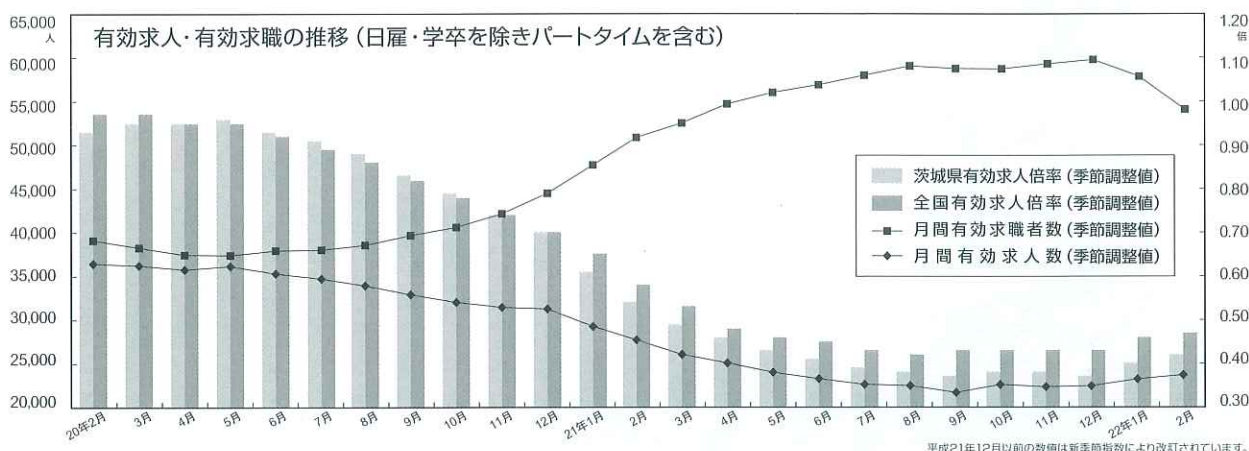
新規求職者数は13,470人と同8.2%の減少となりました。

なお、雇用形態別に見ると一般は同9.5%の減少となりました。また、パートタイムは同4.4%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は24,137人で、前年同月比で14.9%の減と33か月連続の減少となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は、54,021人（同10.7%増）と、18か月連続の増加となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.42倍（季節調整値）と前月より0.02ポイント上回りました。なお、原数値は0.45倍と前年同月比で0.13ポイントの低下となりました。



## 2 新規求人の動き

新規求人数は10,020人となり、前年同月比で7.3%の減少となりました。

産業別にみると、学術研究、専門・技術サービス業（同48.5%減）、情報通信業（同41.9%減）、宿泊・飲食サービス業（同32.6%減）、卸売・小売業（同21.0%減）、医療・福祉（同14.4%減）、建設業（同11.2%減）、その他の産業（同6.0%減）で減少し、製造業（同38.9%増）、サービス業（同26.4%増）、運輸・郵便業（同24.0%増）、生活関連サービス・娯楽業（同1.9%増）は増加しました。

規模別に見ると新規求人数の約半数（52.6%）を占める29人以下（同9.9%減）、30～99人（同7.7%減）、300～499人（同8.6%減）で減少し、100～299人（同0.4%増）、500人以上（同24.9%増）で増加しました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比8.5%減少し、パートタイムも同9.3%の減少となりました。

## 3 新規求職の動き

新規求職者数は13,470人となり、前年同月比で8.2%の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般が73.8%（前年同月74.9%）と1.1ポイント下回り、求職者数でも前年同月比で9.5%の減少となりました。一方、パートタイムは26.2%（前年同月25.1%）と1.1ポイント上回り、求職者数では同4.4%の減少となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は42.0%となり、前年同月（42.0%）と同ポイントとなり、若年求職者数では前年同月比で8.4%の減少となりました。同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は11.3%となり、前年同月（9.8%）を1.5ポイント上回り、高齢求職者数では同5.4%の増加となりました。

## 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,603件で、前年同月に比較し44.5%の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は19.3%と、前年同月（31.9%）を12.6ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は、13,634人で、前年同月比では11.4%増（15か月連続の増）となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は1,098人で、割合で16.3%（前年同月27.0%）となり、事業主都合離職者数では同59.3%減となりました。

# 平成22年度 茨城労働局行政運営方針

平成 22 年度、茨城労働局は、依然として厳しい状況にある雇用情勢下における緊急雇用対策等各行政課題に対して、以下の取組を行うこととしています。

## ■ 厳しい雇用失業情勢下における緊急雇用対策の推進

- ①事業主の雇用維持等のための支援
- ②職業訓練の推進による再就職支援
- ③求人総量の確保のための求人開拓の強化
- ④「ふるさと雇用再生特別交付金事業」及び「緊急雇用創出事業」等に対する支援
- ⑤住居・生活困窮離職者への安定的な就労機会の確保と生活支援対策
- ⑥不適切な解雇、雇止めの予防等のための指導
- ⑦非正規労働者の雇用・就業形態に応じた適正な労働条件の確保
- ⑧労働相談等における適切な対応
- ⑨未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- ⑩下請取引の適正化による労働条件の確保

## ■ 総合労働行政機関として推進する重点施策

- ①積極的な情報提供
- ②各分野ごとの連携した対策の推進
  - ア 派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進
  - イ 外国人労働者対策の推進
  - ウ 障害者の労働条件確保・雇用対策の推進
  - エ 仕事と家庭の両立支援対策の推進
  - オ 男女雇用機会均等確保対策の推進
  - カ パートタイム労働対策の推進
- ③職業能力開発行政との連携
  - ア ジョブ・カード制度の推進
  - イ 障害者に対する職業能力開発の推進

## ■ 労働基準行政の重点施策

- ①労働条件の確保・改善等
  - ア 厳しい経済情勢下での法定労働条件の確保等
  - イ 特定の労働分野における労働条件確保

対策の推進

- ②最低賃金制度の適切な運営
  - ア 最低賃金の周知徹底等
  - イ 最低賃金の減額の特例許可制度の適正な運用
- ③多様な働き方が可能となる労働環境の整備
  - ア 仕事と生活の調和の実現
  - イ 賃金・退職金制度の改善の推進
- ④労働者の安全と健康確保対策の推進
  - ア メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策等
  - イ 労働災害を防止するための対策
  - ウ 職業性疾病等の予防対策
- ⑤労災補償対策の推進
  - ア 労災保険給付の迅速・適正な処理
  - イ 石綿救済法改正等に係る周知徹底及び石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応
  - ウ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
  - エ 行政争訟に当たっての的確な対応

## ■ 職業安定行政の重点施策

- ①雇用のミスマッチ縮小等のための雇用対策の推進
  - ア 現下の雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進
  - イ 再就職への支援
  - ウ 募集・採用における年齢制限禁止の義務化に関する取組の推進
  - エ 失業者向けのサービスの提供
  - オ 雇用調整に対する的確な対応
  - カ 公共職業安定所における福祉人材確保の実施
- ②若年者雇用対策の推進
  - ア 新規学校卒業予定者、未就職卒業者等に対する就職支援等
  - イ 「フリーター等正規雇用プラン」の推進



- ③子育てする女性等に対する雇用対策の推進
  - ア 子育てする女性等に対する再就職支援の充実
  - イ 育児休業取得促進等助成金を活用した育児休業取得者等に対する支援
  - ウ 母子家庭の母等の雇用対策の推進
- ④地方公共団体との連携による就労支援
  - ア 労働分野における国と地方公共団体との連携
  - イ 地方公共団体が行う職業紹介との連携・協力
  - ウ 地域における緊急的な雇用機会の確保
- ⑤高齢者雇用対策の推進
  - ア 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用確保の推進
  - イ 高齢者等の再就職の援助・促進
  - ウ シルバー人材センター事業等の推進
- ⑥障害者雇用対策の推進
  - ア 職業相談・職業紹介の充実
  - イ 雇用率達成指導の厳正な実施等
  - ウ 雇用・福祉・教育・医療等との連携による就労支援の強化
  - エ 精神障害者に対する雇用対策の強化
  - オ 発達障害者に対する適切な対応
  - カ 障害者雇用の理解の促進
- ⑦安心して働ける雇用環境の整備
  - ア 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援
  - イ 刑務所出所者等に対する就労支援
  - ウ 総合的な建設労働対策の推進
  - エ 介護分野における雇用管理改善の推進
  - オ 住居を喪失した離職者等に対する住居と安定的な就労機会の確保支援
- ⑧外国人雇用対策の推進
  - ア 外国人労働者の就業環境の改善の推進
  - イ 日系人をはじめとする定住外国人に対する支援の実施
- ⑨民間等の労働力需給調整事業の適性な運営の促進
- ⑩雇用保険制度の安定的運営
  - ア 雇用保険制度の見直し
  - イ 適正な業務の運営
  - ウ 不正受給の防止

## ■雇用均等行政の重点施策

- ①職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
  - ア 改正育児・介護休業法の円滑な施行
  - イ 次世代育成支援対策の推進
  - ウ 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施
  - エ 両立支援に取り組む事業主に対する支援
- ②雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
  - ア 男女雇用機会均等法の実効性の確保
  - イ 男女雇用機会均等法等の周知
  - ウ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援
- ③パートタイム労働対策の推進
  - ア パートタイム労働法等の周知啓発
  - イ パートタイム労働法に基づく適切な指導、紛争解決の援助
  - ウ 均衡待遇及び正社員転換等に取り組む事業主の支援等

## ■労働保険適用徴収業務等の重点施策

- ①労働保険料等の適正徴収等
  - ア 保険料等の適正徴収
  - イ 実効ある滞納整理の実施
  - ウ 効果的な算定基礎調査の実施
- ②労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ③年度更新の円滑な実施
- ④労働保険事務組合の一層の活用、育生、指導等

## ■個別労働関係紛争解決制度の積極的な運用

個別労働紛争解決制度における助言・指導及びあっせん制度の的確な運用



平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

## 非正規労働者に対するセーフティネット機能強化を図るため 雇用保険の適用範囲が拡大されました！

短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が  
平成22年4月1日から次のとおり拡大されました。

旧

- 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

新

- 31日以上雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

※4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、31日以上雇用見込みがある場合には、加入していただくことが必要です。

※適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合（4月1日以前から引き続き雇用され、新たに加入していただくこととなった場合も含まれます。）には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

### ◎「31日以上雇用見込みがあること」とは・・・

- 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
- このため、例えば次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
  - ・雇用契約に更新する旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
  - ・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

詳しくは、茨城労働局職業安定課（☎029-224-6218）  
または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

雇用保険の財政基盤の強化を図るため雇用保険料率が改定されました！

# 雇用保険料率のお知らせ

労働保険料の算定に使用する雇用保険料率は以下のとおりです。  
保険料算定の際はお気をつけください。

雇用保険料率表（平成22年4月1日改定）						
事業の種類	平成21年度 （確定保険料の計算に使用）			平成22年度 （概算保険料の計算に使用）		
	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産 清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

## 被保険者負担分について

平成22年度の保険料算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。  
平成21年度までに支払うことが確定した賃金は、確定保険料の算定基礎に含まれます。

（例）賃金締切日が3月で支払日が4月の場合  
→ 確定保険料（21年度分）の算定基礎に含める

## 年度更新の手続きについて

平成21年度から、年度更新の手続きは6月1日から7月10日（平成22年度は7月10日が土曜日のため7月12日）までに行っていただくことに変更になりました。

詳しくは、茨城労働局労働保険徴収室（☎029-224-6213）

茨城労働局職業安定課（☎029-224-6218）

または最寄りの労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

# 未経験分野等への再就職を支援します!

## 実習型雇用支援事業のご案内

新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を  
実習型雇用により受け入れる事業主の方に対して支援を実施します。

### 実習型雇用とは

原則として6か月間の有期雇用として求職者を受け入れ、実習・座学を通じて企業のニーズにあった人材に育成し、その後の正規雇用へつなげていくものです。

実習型雇用を実施するには、ハローワークに実習型雇用の求人申込みをしていただき、ハローワークによるマッチングを行います。マッチングが成立したら、実習型雇用で行う実習内容等について記載した実習型雇用実施計画書を作成・提出していただきます。

◎新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能及び経験を有しない求職者について、これらの者を一定期間実習型雇用として受け入れ、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ること等を通じて、これらの方の常用労働者としての早期再就職の実現を図るとともに、事業主の人材確保を促進することを目的としています。

### 実習型試行雇用奨励金・ 実習型雇用助成金の支給

実習型雇用を行った事業主には、実習型雇用終了後に実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金が支給されます。

実習型試行奨励金 → 月額4万円

実習型雇用助成金 → 月額6万～10万円

※実習型雇用奨励金等の支給には一定の要件があります。

◎事業主は、ハローワークが紹介する対象者を一定期間（原則6カ月ですが、事業主と対象者との合意により、4か月又は5か月の期間を設定できます。ただし、3か月以下や6か月を超えることはできません。）雇用し、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ることで、対象者の早期再就職を図るとともに、企業の人材確保の促進を図ります。

### 正規雇用奨励金の支給

実習型雇用終了後に常用雇用として正規に雇い入れた場合、正規雇用後の6か月の定着と、さらにその後の6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

→ 100万円

※正規雇用奨励金の支給には一定の要件があります。

◎実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金を受給した事業主が、実習型雇用終了後に対象者を常用雇用として雇い入れ、一定期間職場定着した場合、1人当たり最大100万円が支給されます。

詳細については茨城労働局職業安定課又は最寄りのハローワークへお尋ねください。

## 茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
18年度月平均	14,616	4,169	10,358	11,024	5,162	1,986	39,530	41,435	3,422	10,350
19年度月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
20年 4月	13,054	3,564	9,381	13,262	5,653	1,900	35,832	40,853	3,306	8,137
5	12,240	3,115	9,056	10,738	4,666	1,221	34,340	40,466	3,149	9,299
6	11,533	2,901	8,541	10,382	4,443	1,080	33,163	40,201	3,179	9,645
7	13,121	3,575	9,478	10,165	4,488	1,035	33,521	39,783	3,263	10,418
8	11,761	3,168	8,542	8,908	4,013	910	32,629	38,468	2,725	10,328
9	13,181	3,392	9,697	11,242	4,913	1,129	34,530	39,659	3,411	10,307
10	12,404	3,316	9,012	11,321	4,793	1,278	34,001	40,623	3,526	10,124
11	11,262	2,434	8,761	9,167	4,006	923	32,380	39,621	2,840	9,533
12	10,294	2,045	8,185	9,631	4,052	981	30,329	39,721	2,582	10,036
21年 1月	11,168	2,312	8,796	14,861	6,467	1,561	28,622	43,320	2,707	10,581
2	10,805	1,868	8,869	14,680	6,162	1,436	28,354	48,792	3,011	12,235
3	10,240	1,795	8,338	15,514	6,699	1,645	27,368	54,610	3,684	14,423
21年 4月	9,848	2,005	7,758	18,433	7,252	2,690	25,207	59,937	3,368	16,346
5	8,052	1,568	6,397	13,219	5,381	1,587	22,614	59,931	2,906	19,504
6	9,210	1,781	7,314	13,979	5,765	1,535	22,139	60,929	3,314	20,349
7	9,242	1,974	7,214	13,180	5,434	1,438	21,764	60,609	3,363	20,398
8	8,595	1,865	6,650	11,816	4,938	1,289	21,519	59,108	2,968	19,748
9	9,793	2,232	7,472	13,110	5,394	1,351	22,851	57,898	3,500	18,594
10	10,256	2,446	7,755	14,116	5,554	1,646	23,803	58,197	3,686	17,199
11	8,774	2,187	6,509	11,148	4,565	1,273	23,106	55,877	3,416	16,199
12	8,305	1,779	6,467	9,823	3,824	1,197	21,956	51,965	2,998	15,108
22年 1月	9,846	2,127	7,635	14,113	5,792	1,660	22,412	52,728	3,023	14,423
2	10,020	2,196	7,775	13,470	5,646	1,513	24,137	54,021	3,352	13,634
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
18年度月平均	1.33	1.56	0.96	1.06	2.3	1.7	▲ 5.5	▲ 2.8	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 11.3	▲ 6.6	271	4.1
19年度月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲ 12.8	▲ 15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275	4.1
20年 4月	1.31	1.39	0.95	0.95	▲ 9.7	▲ 12.6	3.1	1.1	▲ 6.0	▲ 19.8	▲ 4.7	▲ 2.6	275	3.9
5	1.29	1.33	0.96	0.95	▲ 6.8	▲ 15.6	▲ 3.4	▲ 6.0	▲ 7.1	▲ 15.8	▲ 7.7	▲ 7.4	270	4.0
6	1.17	1.28	0.93	0.92	▲ 12.2	▲ 17.0	1.6	1.3	▲ 2.8	▲ 7.1	▲ 2.2	▲ 3.1	265	4.0
7	1.19	1.25	0.91	0.89	▲ 10.8	▲ 13.5	2.5	3.8	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 0.6	▲ 1.8	256	4.0
8	1.18	1.21	0.88	0.86	▲ 11.8	▲ 21.3	▲ 6.9	▲ 5.4	▲ 11.2	▲ 11.2	▲ 3.1	▲ 5.6	272	4.1
9	1.09	1.15	0.83	0.82	▲ 10.2	▲ 13.4	15.7	11.8	5.1	2.4	5.0	2.6	271	4.0
10	1.05	1.11	0.79	0.78	▲ 13.6	▲ 18.1	▲ 0.3	4.8	▲ 1.6	▲ 5.7	1.3	▲ 0.3	255	3.8
11	0.98	1.02	0.74	0.74	▲ 15.9	▲ 23.7	3.0	2.7	▲ 11.9	▲ 12.8	▲ 0.5	▲ 1.3	256	4.0
12	0.88	0.98	0.70	0.70	▲ 4.1	▲ 12.0	40.5	29.3	0.4	0.2	9.4	9.5	270	4.4
21年 1月	0.75	0.91	0.61	0.65	▲ 23.7	▲ 18.4	35.5	30.7	4.8	4.9	17.9	14.1	277	4.2
2	0.76	0.78	0.54	0.58	▲ 24.8	▲ 12.3	30.8	30.2	▲ 7.3	▲ 2.3	43.3	33.8	299	4.4
3	0.73	0.79	0.49	0.53	▲ 19.1	▲ 22.3	42.2	36.2	▲ 2.2	2.8	75.9	59.1	335	4.8
21年 4月	0.71	0.79	0.46	0.48	▲ 24.6	▲ 26.5	39.0	28.8	1.9	0.8	100.9	76.3	346	5.0
5	0.67	0.75	0.43	0.46	▲ 34.2	▲ 34.5	23.1	14.8	▲ 7.7	▲ 6.6	109.7	70.3	347	5.1
6	0.70	0.78	0.41	0.45	▲ 20.1	▲ 22.3	34.6	29.8	4.2	8.6	111.0	78.1	348	5.3
7	0.65	0.77	0.39	0.43	▲ 29.6	▲ 23.4	29.7	23.1	3.1	8.5	95.8	64.8	359	5.6
8	0.67	0.75	0.38	0.42	▲ 26.9	▲ 24.2	32.6	22.5	8.9	16.5	91.2	60.0	361	5.4
9	0.64	0.77	0.37	0.43	▲ 25.7	▲ 20.8	16.6	12.9	2.6	7.9	80.4	50.2	363	5.3
10	0.70	0.78	0.38	0.43	▲ 17.3	▲ 18.8	24.7	13.2	4.5	8.9	69.9	43.2	344	5.2
11	0.68	0.78	0.38	0.43	▲ 22.1	▲ 13.8	21.6	18.2	20.3	20.8	69.9	43.1	331	5.3
12	0.69	0.81	0.37	0.43	▲ 19.3	▲ 17.4	2.0	▲ 0.1	16.1	18.3	50.5	30.7	317	5.2
22年 1月	0.72	0.85	0.40	0.46	▲ 11.8	▲ 13.4	▲ 5.0	▲ 6.6	11.7	6.6	36.4	18.1	323	4.9
2	0.78	0.84	0.42	0.47	▲ 7.3	▲ 2.1	▲ 8.2	▲ 7.9	11.3	4.7	11.4	1.4	324	4.9
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更（18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用）  
 3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更（20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用）  
 4. ▲印は減少を示す。 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 6. 平成20年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。